

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

	ページ
訓令	
○高知県基幹ネットワーク運営管理規程の一部を改正する訓令	1
訓令	
高知県公営企業局訓令	
高知県議会訓令	
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
高知県監査委員訓令	
高知県人事委員会訓令	
○高知県情報セキュリティ基本方針を定める規程の一部を改正する訓令	1
告示	
○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)	2
○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害保健福祉課)	2
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し (〃)	2
○告示 (高知県漁港管理条例第10条の2 第1項第1号に規定する施設の指定) の一部改正 (漁港漁場課)	3
○海岸法により保管した所有者不明の物件の返還 (海岸課)	6
公告	
○土地改良区の役員の就任 (農業基盤課)	6
○換地処分の届出 (津野町) (3件) (〃)	6
○高知県土地利用基本計画の変更 (用地対策課)	7
高知県教育委員会告示	
○高知県天然記念物の指定 (教育委員会事務局文化財課)	7
○高知県天然記念物の指定の解除及び告示の一部改正 (〃)	7
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体設立の届出	7

○政治団体異動の届出 (2件)	7
○政治団体解散の届出	9
○資金管理団体指定の届出	9
○告示 (政治団体解散の届出) の訂正	9
入札公告	
○一般競争入札 (一般業務用ノート型パソコンの借入れ) の公告 (情報政策課)	10

## 訓令

## 高知県訓令第1号

本府  
各出先機関

高知県基幹ネットワーク運営管理規程の一部を改正する訓令を  
次のように定める。

平成22年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

高知県基幹ネットワーク運営管理規程の一部を改正する  
訓令

高知県基幹ネットワーク運営管理規程 (平成15年4月高知県訓令第8号) の一部を次のように改正する。

題名中「基幹ネットワーク」を「情報通信基幹ネットワーク」に改める。

第1条中「基幹ネットワーク」を「情報通信基幹ネットワーク」に改める。

第2条第1号イ中「新情報ハイウェイ」を「情報ハイウェイ」に改める。

## 附則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

訓令  
公営企業局訓令  
議会訓令  
教育委員会訓令  
警察本部訓令  
監査委員訓令  
人事委員会訓令

## 高知県訓令第2号

- 高知県公営企業局訓令第1号
- 高知県議会訓令第1号
- 高知県教育委員会訓令第1号
- 高知県警察本部訓令第4号
- 高知県監査委員訓令第1号
- 高知県人事委員会訓令第1号

本府  
各出先機関  
労働委員会事務局  
収用委員会事務局  
公営企業局本局  
公営企業局各事業所  
公営企業局各病院  
議会事務局  
教育委員会事務局  
各教育機関  
各県立学校  
警察本部  
警察察署  
監査委員事務局  
人事委員会事務局

高知県情報セキュリティ基本方針を定める規程の一部を改正する  
訓令を次のように定める。

平成22年3月30日

高知県知事 尾崎 正直  
高知県公営企業局長 長瀬 順一  
高知県議会議長 溝渉 健夫  
高知県教育委員会委員長 河田 耕一  
高知県警察本部長 北村 博文  
高知県代表監査委員 奴田原 訂  
高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県情報セキュリティ基本方針を定める規程の一部を  
改正する訓令

高知県情報セキュリティ基本方針を定める規程 平成19年4月

高知県訓令第11号  
高知県公営企業局訓令第1号  
高知県議会訓令第2号  
高知県教育委員会訓令第7号  
高知県警察本部訓令第17号  
高知県監査委員訓令第1号  
高知県人事委員会訓令第2号

一部を次のように改正する。  
第2条第4号中「高知県基幹ネットワーク運営管理規程 (平成15年4月高知県訓令第8号)」を「高知県情報通信基幹ネットワーク運営管理規程 (平成15年4月高知県訓令第8号)」に、「高知県基幹ネットワーク運営管理規程第16条第1項」を「同令第16

条第1項」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

**告 示**

**高知県告示第174号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、津野町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成22年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
白石	宮ノ上 エ	丙306、丙307の2、丙 307の3、丙308の2、丙 309の4、丙310の3、丙 316の2、丙317	白石	風車
梶足		丙328の2、丙329、丙 330、丙331の3		
西梶足		丙344の1、丙344の2、 丙345の4、丙345の5、 丙346、丙348の3、丙 349の3、丙350から丙 353まで、丙354の1		

- 備考**
- この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である町有地の全部を含むものとする。
  - 上記地番は、平成22年1月20日現在の登記簿による。

**高知県告示第175号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成22年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

サービス事業所の事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービス事業所の名称	サービス事業所の所在地	指定障害福祉サービスの種類
39101 00738	有限会社 ゆずケア センター	高知市日の出町 5番34号	平成18年 10月1日	ゆずケア センター	高知市日の出町 5番34号	居宅介護 重度訪問介護

**高知県告示第176号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定に基づき、平成22年2月24日付けで次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消した。

平成22年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

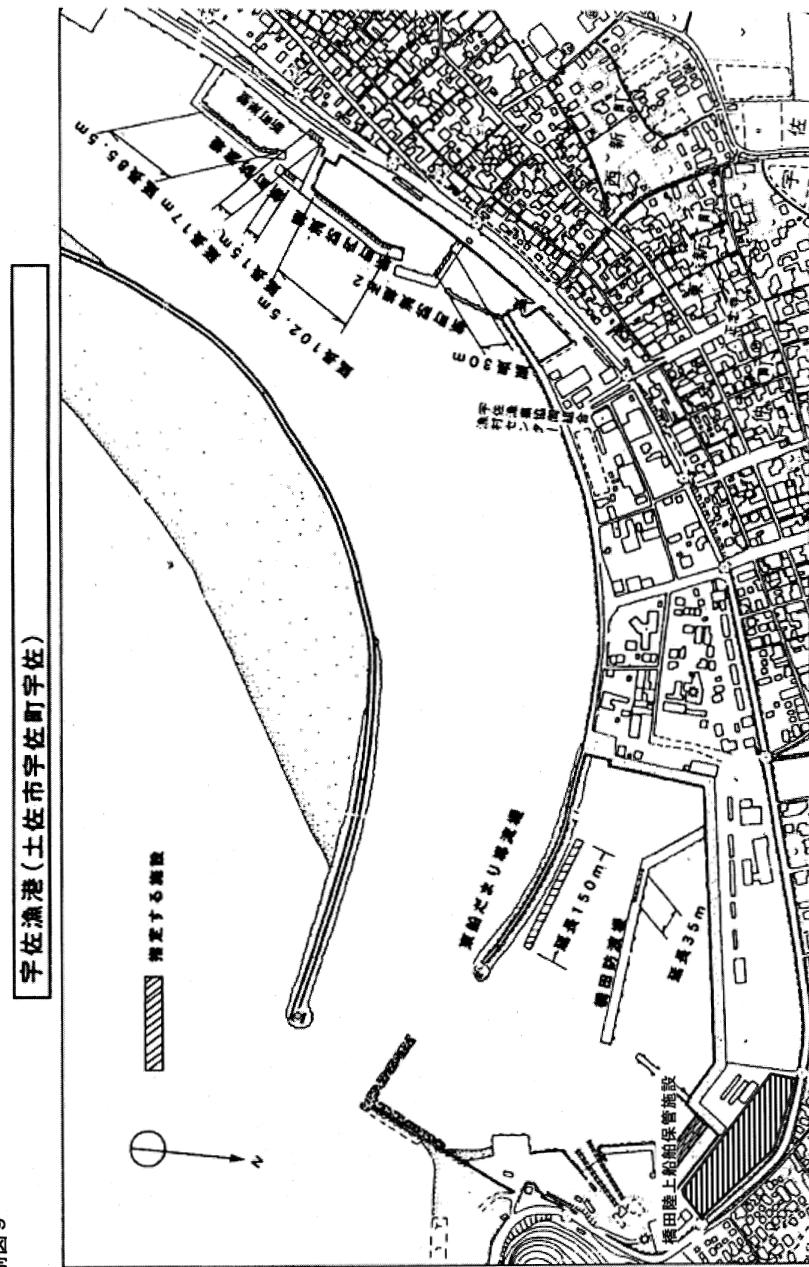
サービス事業所の事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定取消し年月日	サービス事業所の名称	サービス事業所の所在地	指定障害福祉サービスの種類
39101 00738	有限会社 ゆずケア センター	高知市日の出町 5番34号	平成22年 3月1日	ゆずケア センター	高知市日の出町 5番34号	居宅介護 重度訪問介護

高知県告示第177号 平成14年3月高知県告示第171号（高知県漁港管理条例第10条の2第1項第1号に規定する施設の指定）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。 平成22年3月30日												
高知県知事 尾崎 正直												
表字佐漁港の項中												
〔 浮き 桟橋												
別図 9 東船溜 導流堤 東船溜導流堤裏の浮 き桟橋150メートル												
係船 環A	橋田防 波 堤 (南側 部分)	橋田防波 堤東端か ら西に 150メー トルの地 点	始点から 西に35メ ートルの地 点	別図 10	波 堤 (西)	堤(西) 北東端か ら南西に 9メート ルの地点	南西に 85.5メー トルの地 点	環A	波堤	堤基部か ら南東に 12.5メー トルの地 点	南東に 10.5メー トルの地 点	
	新町防 波堤No. 2	新町防波 堤No.2基 部から南 東に30メ ートルの地 点	始点から 南東に30 メートルの地 点		No.1福 島防波堤 (そ の1)	No.1福島 防波堤基 部から北 東に13メ ートルの地 点	始点から 北東に24 メートル及 び北に 25メート ルの地点		塩浜物 揚場	塩浜物揚 場南西端	始点から 北東に25 メートルの地 点	
	新町内 防波堤	新町内防 波堤南西 端から北 東に5メ ートルの地 点	始点から 北東に 102.5メ ートルの地 点		No.1福 島防波堤 (そ の2)	No.1福島 防波堤 (そ の1)終 点 から北に 42メート ルの地点	始点から 北に39メ ートルの地 点		河口左 岸護岸	河口左岸 護岸基部 から南西 に29メー トルの地 点	始点から 南西に40 メートルの地 点	
	新町岸 壁	新町岸壁 北東端	始点から 南西に17 メートルの地 点		小港南 防波堤	小港南防 波堤基部 から東に 13メート ルの地点	始点から 東に34メ ートルの地 点		係船 環C	灘船溜 防波堤 (そ の1)	灘船溜防 波堤基部 から南西 に13.3メ ートルの地 点	始点から 南西に100 メートルの地 点
	新町防 波 堤 (東)	新町防波 堤(東) 基部から 南西に15 メートルの地 点	始点から 南西に15 メートルの地 点		小港西 防波堤	小港西防 波堤西端	始点から 東に13メ ートルの地 点		係船 環B	灘船溜 防波堤 (そ の2)	灘船溜防 波堤(そ の1)終 点	始点から 南西に30 メートルの地 点
	新町防	新町防波	始点から		塩浜東 護 岸 (そ の1)	塩浜東護 岸南端	始点から 北に16.5 メートルの地 点		係船 環C	灘船溜 防波堤 (そ の3)	灘船溜防 波堤(そ の2)終 点	始点から 南西に20 メートルの地 点
					塩浜東 護 岸 (そ の2)	塩浜東護 岸南端か ら北に 20.5メー トルの地 点	始点から 北に12.5 メートルの地 点		係船 環B	灘船溜 防潮堤 (そ の1)	灘船溜防 潮堤基部 から西に 8メート ルの地点	始点から 西に22メ ートル及 び南西に 25メート ルの地点
					塩浜防	塩浜防波	始点から		係船 環B	灘船溜 防潮堤 (そ の2)	灘船溜防 潮堤(そ の1)終 点	始点から 南西に5 メートル

係船環C	2)	点	の地点							の2)	1) 終点から北に42メートルの地点	地点	
	灘船溜防潮堤(その3)	灘船溜防潮堤(その2)終点	始点から南西に12メートルの地点								小港南防波堤	小港南防波堤基部から東に13メートルの地点	
	灘船溜防潮堤(その4)	灘船溜防潮堤(その3)終点	始点から南西に10メートルの地点								小港西防波堤	小港西防波堤西端	始点から東に13メートルの地点
	灘船溜防潮堤(その5)	灘船溜防潮堤(その4)終点から南西に10メートルの地点	始点から南西に23メートルの地点								塩浜東護岸(その1)	塩浜東護岸南端	始点から北に16.5メートルの地点
	灘船溜防潮堤(その6)	灘船溜防潮堤(その5)終点	始点から南西に10メートルの地点								塩浜東護岸(その2)	塩浜東護岸南端から北に20.5メートルの地点	始点から北に12.5メートルの地点
	灘船溜防潮堤(その7)	灘船溜防潮堤(その6)終点	始点から南西に50メートルの地点								塩浜防波堤	塩浜防波堤基部から南東に12.5メートルの地点	始点から南東に10.5メートルの地点
											塩浜物揚場	塩浜物揚場南西端	始点から北東に25メートルの地点
係船環B	浮き桟橋	別図9	東船溜導流堤	東船溜導流堤裏の浮き桟橋150メートル							河口左岸護岸	河口左岸護岸基部から南西に29メートルの地点	
	橋田防波堤(南側部分)	橋田防波堤東端から西に150メートルの地点		新町内防波堤							新町内防波堤南西端から北東に102.5メートルの地点		
	新町防波堤No.2	新町防波堤No.2基部から南	始点から南東に30メートル	新町岸壁							新町岸壁北東端	始点から南西に17メートルの地点	
				新町防波堤(東)							新町防波堤(東)基部から南西に15メートルの地点		
				新町防波堤(西)							新町防波堤(西)北東端から南西に9メートルの地点		
				橋田陸上船舶保管施設							字橋田濱の船舶保管施設5,576平方メートル		
				係船環A							No.1福島防波堤(その1)	始点から北東に24メートル及び北に25メートルの地点	
係船環A	別図10	No.1福島防波堤(その1)	No.1福島防波堤基部から北東に13メートルの地点								係船環B	No.1福島防波堤(その2)	始点から北に39メートルの地点
		No.1福島防波堤(その2)	No.1福島防波堤(その2)										

係船環C	点			係船環C	西に10メートルの地点					
	灘船溜防波堤(その1)	灘船溜防波堤基部から南西に13.3メートルの地点	始点から南西に100メートルの地点		灘船溜防潮堤(その6)	灘船溜防潮堤(その5)終点	始点から南西に10メートルの地点			
	灘船溜防波堤(その2)	灘船溜防波堤(その1)終点	始点から南西に30メートルの地点		灘船溜防潮堤(その7)	灘船溜防潮堤(その6)終点	始点から南西に50メートルの地点			
	灘船溜防波堤(その3)	灘船溜防波堤(その2)終点	始点から南西に20メートルの地点		に改める。 別図9を次のように改める。					
	灘船溜防潮堤(その1)	灘船溜防潮堤基部から西に8メートル及び南西に25メートルの地点	始点から西に22メートル及び南西に25メートルの地点							
	灘船溜防潮堤(その2)	灘船溜防潮堤(その1)終点	始点から南西に5メートルの地点							
	灘船溜防潮堤(その3)	灘船溜防潮堤(その2)終点	始点から南西に12メートルの地点							
	灘船溜防潮堤(その4)	灘船溜防潮堤(その3)終点	始点から南西に10メートルの地点							
	灘船溜防潮堤(その5)	灘船溜防潮堤(その4)終点から南	始点から南西に23メートルの地点							

別図9



宇佐漁港(土佐市宇佐町宇佐)

## 高知県告示第178号

海岸法（昭和31年法律第101号）第12条第4項の規定により所有者不明の物件を除却し、又は除却させ、当該物件を保管したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該物件の所有者、占有者その他当該物件について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、平成22年6月29日までに当該物件の返還を受けることができる。

平成22年3月30日

海岸管理者  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 保管した物件の種類及び数量  
台車2台
- 2 保管した物件の放置されていた場所及び当該物件を除却した日時  
新居海岸 土佐市新居  
平成22年1月21日午前10時
- 3 物件の保管を始めた日時及び保管場所  
平成22年1月21日午後1時  
土佐市宇佐町宇佐字汐浜2839番81地先
- 4 所有者等の行うべき措置  
物件の所有者等は、期限までに海岸管理者の指示に従い、当該物件の返還を受けること。
- 5 海岸管理者の措置  
海岸管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、海岸法第12条第6項の規定に基づく売却又は同条第7項の規定に基づく廃棄を行うものとする。

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、山田北部土地改良区から次のとおり就任した役員の届出があった。

平成22年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住所
(就任)		
理事	高野 恭滋	香美市土佐山田町須江183-1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、津野町から津野地区（清水換地区）の換地処分を平成22年3月8日に行った旨の届出があった。

平成22年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、津野町から津野地区（梶足換地区）の換地処分を平成22年3月8日に行った旨の届出があった。

平成22年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、津野町から津野地区（大川換地区）の換地処分を平成22年3月8日に行った旨の届出があった。

平成22年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定による高知県土地利用基本計画を平成22年3月16日に変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

なお、その関係図書は、高知県土木部用地対策課並びに大豊町役場及び佐川町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成22年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

高知県土地利用基本計画図に係る変更の要旨  
森林地域 大豊町及び佐川町において変更した。

#### 教育委員会告示

#### 高知県教育委員会告示第6号

高知県文化財保護条例（昭和36年高知県条例第1号）第30条第1項の規定に基づき、次の表に掲げる記念物を高知県天然記念物に指定する。

平成22年3月30日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

名称	指定地域		所有者
	地名	区域	
四万十町 小鶴津の震源断層	高岡郡四万十町小鶴津字小鶴津灘西山	208番地1の一部 1,000平方メートル	四万十町

#### 高知県教育委員会告示第7号

高知県文化財保護条例（昭和36年高知県条例第1号）第31条第1項の規定に基づき、高知県天然記念物の指定を解除することとし、昭和30年8月高知県教育委員会告示第20号の一部を次のように改正する。

平成22年3月30日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一  
高知県天然記念物（植物）の表中

中村市 生の川タチ バナ	中村市生の川名ノ谷山 427ノ1	7反6畝20歩 所有者 中村市磯ノ川711 ノイ 池 進
--------------------	---------------------	--

を削る。-----

#### 選挙管理委員会告示

#### 高知県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成22年3月30日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫  
その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者氏名	会計責任者 氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
幸福実現 党四万十 後援会	湖西 富男	林 菜保	宿毛市中央四丁目 4-6	平22・2・1
福島明後 援会	西川 栄一	青山 勝利	高知市瀬戸東町一 丁目21-10	平22・2・1
戸田ひろたか後援会	野村 文政	馬場 正考	土佐市宮ノ内16-2	平22・2・5

清水おさむ後援会	渡辺 泰方	池澤 研吉	高知市北本町四丁目4-14	平22・2・8
浜田百合子後援会	久保 信彦	牧 義信	香美市香北町橋川野93-8	平22・2・17
川村いちろう後援会	川村 一朗	谷岡 豊	四万十市西土佐江川崎925	平22・2・19
楨野章後援会	山田 隆三	池田 留馬	高岡郡四万十町家地川125	平22・2・19
味元和義後援会	横田 憲次郎	中川 俊英	高岡郡四万十町琴平町9-18	平22・2・19

#### 高知県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成22年3月30日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫  
政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者 氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	自由民主党四万十市支部	寺尾 忠洋	岡山 修正		平22・2・15

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者 氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日

異動前	北本洋介後援会	門田 郭	異動なし	異動なし	平22・2・1		異動後	会	川渕 慶博			
異動後		松木 児三郎										
異動前	春名なおあき後援会	異動なし	谷崎 治之	異動なし	平22・2・1							
異動後			千頭 満									
異動前	元気な高知をつくる会	佐野 二代	山嶋 実	高知市福井東町25-14	平22・2・2							
異動後		井上 章	時光 肇	高知市寿町2-1								
異動前	高知県商工政治連盟	異動なし	高村 宣生	異動なし	平22・2・3							
異動後			久保田 寿一									
異動前	徳弘初男後援会	上田 実	異動なし	異動なし	平22・2・5							
異動後		神谷 元秀										
異動前	新財政調査会	山本 壱平	山本 壱平	異動なし	平22・2・18							
異動後		坂本 迅人	坂本 迅人									
異動前	山本有二21世紀会	異動なし	山本 壱平	異動なし	平22・2・18							
異動後			坂本 迅人									
異動前	西森盛幸後援	異動なし	矢野 義	異動なし	平22・2・26							

## 高知県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成22年3月30日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党

名称	異動事項	異動前	異動後	届出年月日
自由民主党高知県第三選挙区支部	会計責任者氏名	山本 壱平	坂本 迅人	平22・2・18

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

名称	異動事項	異動前	異動後	届出年月日
新政経懇話会	会計責任者氏名	山本 壱平	坂本 迅人	平22・2・18

法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

名称	異動事項	異動前	異動後	届出年月日
新政経懇話会	会計責任者氏名	山本 壱平	坂本 迅人	平22・2・18
山本有二後援会	会計責任者氏名	山本 壱平	坂本 迅人	平22・2・18

## 高知県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成22年3月30日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
有澤明男後援会	高岡郡中土佐町久礼5189	野口 澄	解散	平22・2・3
福留幸寿後援会	土佐清水市下ノ加江212	川口 吉男	解散	平22・2・4
岩本正後援会	高岡郡佐川町加茂791	岩本 正	解散	平22・2・8
税理士による田村公平後援会	高知市本町一丁目5-11	西山 克一	解散	平22・2・9
楠本まさみ後援会	高知市福井町2247-25	近藤 真一	解散	平22・2・24

## 高知県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により次のとおり届出があった。

平成22年3月30日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

資金管理団体

候補者氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	届出年月日
安岡 明	四万十市議会議員	安岡明後援会	四万十市下田1215	安岡 明	平21・12・11

## 高知県選挙管理委員会告示第21号

平成22年3月高知県選挙管理委員会告示第11号（政治団体解散の届出）の一部を次のように訂正する。

平成22年3月30日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫  
その他の政治団体の表中

市川しげ よし後援 会	高岡郡四万十町 仁井田359-1	吉村 武 峯	解散	平22・ 1・19
-------------------	---------------------	-----------	----	--------------

を

市川しげ よし後援 会	高岡郡四万十町 仁井田359-1	吉村 武 峯	解散	平22・ 1・19
大二郎元 気の会	高知市南はりま や町二丁目14- 10	依光 晃 一郎	解散	平22・ 1・21

に訂正する。

## 入札公告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

### 1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量  
一般業務用ノート型パソコン 500台

- (2) 借入物品の特質等  
入札説明書による。

- (3) 借入期間  
平成22年7月1日から平成27年6月30日まで

- (4) 納入期限及び納入数量

- 1回目 平成22年5月26日(水) 10台
- 2回目 平成22年7月1日(木) 490台

- (5) 納入場所

- 1回目 高知県文化生活部情報政策課
- 2回目 高知県庁の各課、出先機関、各種行政委員会等のうち指定する所属

- (6) 入札方法

- ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料の月額を入札書に記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格

次に掲げるすべての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「平成21～23年競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登載されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) この入札公告に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、借入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制（アフターサービス及びメンテナンスの実施を入札者以外の者が担保する場合を含む。）が整備されていることを証明した者であること。

### 3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-0870  
高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル  
高知県文化生活部情報政策課

電話番号088-823-9773  
ファクシミリ番号088-823-9647

(2) 入札説明書の交付方法

ア 手渡しによる交付の場合

平成22年3月30日(火)から同年4月23日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時15分まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

平成22年3月30日午前9時から同月23日午後5時15分までの間に高知県文化生活部情報政策課ホームページ(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141201/>)で交付する。

(3) 入札参加意思確認書の提出期限及び方法

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加意思確認書を平成22年4月13日(火)午後5時15分までに(1)の交付場所に持参又はファクシミリ(送信後、電話で着信を確認すること。)により提出すること。

### 4 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成22年5月12日(水)午前10時

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成22年5月11日(火)午後4時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市本町四丁目1-16 高知電気ビル810号室

### 4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した物品の機能等証明書及び物品を納入することができるることを証明する書類を平成22年4月26日(月)午後5時15分までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、知事が當該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

### 4 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

### 5 落札者の決定方法

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

### 6 契約書作成の要否

#### 要

### 7 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成22年4月9日(金)午後5時15分までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公

告に係る入札参加資格が与えられないことがある。  
なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書に朱書きするとともに、当該事項を申し出ること。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)と同じ。

(9) 詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be hired:  
general purpose notebook computers 500 units

(2) Deadline for tender (by hand) : 10:00 A.M. on  
Wednesday 12 May 2010

(3) Deadline for tender (by mail) : 4:00 P.M. on  
Tuesday 11 May 2010

(4) Inquiries: Information Policy Division,  
Department of Culture and Community, Kochi Prefectural  
Government, 4-1-16 Honmachi, Kochi City, Kochi  
780-0870 Japan

Tel: 088-823-9773 Fax: 088-823-9647